

保証期間延長サービス申込書兼契約書(ハードウェア専用)

ジリオン・ネットワークス株式会社 殿

No.071001-2

当社は別紙の「ハードウェア用保証期間延長サービス条件書 No.071001-B」及び下記要項に従い、以下のサービスを申し込みます。
(お客様記入欄)

(1)対象製品

設置年月日	ハードウェア型式	Serial Number (MACアドレス)

(2)お客様

所在地	:	
会社名	:	
責任者名	:	社印
ご担当部署	:	
ご担当者名	:	TEL: FAX:
		メールアドレス:

(3)設置場所

会社名 (部署名)		ご担当者名	
		TEL	
設置場所・住所			

(4)サービスの種類

<input checked="" type="checkbox"/> 保証期間延長サービス (※年数に○をしてください 3年・4年・5年)
--

サービス期間

年 月 日から	年 月 日
---------	-------

サービス料金	
--------	--

上記、お申込みを承諾いたします。サービス期間はお申込みのサービス開始日からとなりますが、お支払いなき場合はサービスが実施できませんのでご了承下さい。

年 月 日

印紙

印

サポート窓口	ジリオン・ネットワークス株式会社 カスタマサポート
TEL	06-6245-2605
FAX	06-6245-2652
住所	〒541-0054 大阪市中央区南本町2-5-9 ユーマンビルディング5F

登録No.

利用時間：9:00~17:00 土・日・祭日及び臨時休業日(夏季・年末年始・ゴールデンウィークなど)を除く

ハードウェア用保証期間延長サービス条件書

条件書No. 071001-B

<目的>

第一条 本サービスは、お客様(以下、甲という)または甲の顧客が使用するハードウェアに関し円滑な保守サービスをジリオン・ネットワークス株式会社(以下 乙という)が実施し、良好な機能を保持することを目的とする。

<サービス内容>

第二条 サービス内容については次の通りとする。

1. 乙製ハードウェアに不具合が発生した場合は、乙は電話での一時対応を行い、必要な場合には同等代替機の発送を行う。
なお、当該ハードウェアの交換作業、及び、設定作業は、甲または甲の顧客が実施するものとする。
2. 不具合品は、乙の指定場所へ送り、修理完了後返却、または、代替機をそのままご使用いただけます。

※本サービス実施にあたり、発生する輸送費は、すべて送り元負担とする。

<対象機器>

第三条 サービス対象機器名は、「保証期間延長サービス申込書兼契約書(ハードウェア専用)」に記載の通りとする。

<契約の有効期間>

第四条 本サービスの有効期間は、「保証期間延長サービス申込書兼契約書(ハードウェア専用)」に記載の通りとする。

<サービス取扱い時間>

第五条 本サービスは、原則として次の時間帯に行う。

受付時間は原則として、平日の午前9時00分から午後5時00分迄とする。なお、土・日曜・祭日及び臨時休業日(夏季・年末年始・ゴールデンウィークなど)は休業とする。 障害処理は、可能な限り速やかに実施するものとする。

<サービス料金>

第六条 サービス料金は、別途取り決めた所定の金額とする。

1. 甲は乙に、サービス料金を申込書の条件にて対価金額を乙の指定する期日までに現金で支払う。
2. 経済情勢の急激な変化などにより料金変更が必要ある場合は、甲・乙協議のうえサービス料金を変更する事ができる。

<第三者への委託>

第七条 乙は、本条件書第二条に示す保守作業を、第三者(乙の関連企業も含めたサービス会社)に委託する事ができる。

<特別修理>

第八条 次の各号に該当する場合の修理については、甲は乙に所定代金を別途支払う。

1. 対象機器の取扱い説明書に反した使用、劣悪な環境、取扱いに起因する故障、及び修理。
2. 乙の指定する技術者以外の者による改造並びに修理に起因する故障。
3. 設置場所変更に伴う作業及び当該機器移動並びにこれに起因する故障。
4. 当該機器への衝撃及びこれに起因する故障。
5. 火災・地震などの天災地変に起因する故障及び損傷。

<交換部品>

第九条 交換部品の納期、及び、交換した機器や部品・付属部品などの取扱いについては次の通り取り決める。

1. 特殊部品やその他諸事情につき、乙に備蓄されておらず特別注文を要する物は、乙の手元に納入される間、乙の保守を延期する事がある。
2. 本サービスにより交換した部品は、全て乙の所有とする。

<老朽化した機器の取扱い>

第十条 長年に亙る使用又は、使用環境条件などにより対象機器が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると乙が判断した場合は、乙は甲に対し書面による申し出を行い、一ヶ月後にサービスの解消を行う事ができる。なお、この場合サービス料金は返還されない。

<機密保守>

第十一条 甲または甲の顧客・乙は、本サービスにより知り得た相手方の機密事項を本サービス有効期間中漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

<損害賠償>

第十二条 本条件書の各条項違反による乙の損害賠償については甲・乙協議の上決定する。但し、損害賠償金額については、当該ハードウェア価格を限度とする。

<保 険>

第十三条 乙が乙の保証する機器について保険をかけ、乙が保証金の受取人となることを甲は防げない。

<解 約>

第十四条 甲及び乙は本契約有効期間にもかかわらず特別の事情が生じた場合、書面による一ヶ月の予告期間を経て相手方の承諾を前提に解消する事ができる。
なお、この場合サービス料金は返還されない。

<協議事項>

第十五条 本契約に定めなき事項及び解釈の疑義については、日本国法令並びに一般慣行に従うほか、甲・乙誠意をもって協議解決を図るものとする。

以上